

第2章

環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

目指すべき環境像は、本計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿を示すものです。ここでは、米子市の環境都市宣言や環境基本条例などを踏まえ、目指すべき環境像を次のように設定します。

<目指すべき環境像>

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

<この環境像を掲げた想い>

米子市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海など、豊かな水辺を有しています。さらに、日本最大級の弥生時代の集落遺跡である国指定史跡「妻木晩田遺跡」や本州で唯一出土した重要文化財「石馬」や、名水百選の「天の真名井」、因伯の名水の「本宮の泉」を有するなど、自然に抱かれ、古代ロマンにあふれています。

しかし、現在私たちは都市化の進展による都市・生活型公害、そして大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題、それらによる地球環境への影響など、さまざまな環境問題に直面しています。

そこで、平成18年3月の「米子市環境都市宣言」を踏まえ、市民・事業者・市が一体となり、環境先進都市を目指し、米子市の特色であると同時に宝でもある豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいく役割を認識するために、この環境像を掲げます。





米子市環境都市宣言（平成18年3月）

（中略）環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性をいかした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

2 基本目標

すべての市民が公平に、良好な環境を享受できるよう、われわれ米子市民は、今住んでいる米子市の環境をより良好なものにし、持続可能な社会を構築し、良好な地域環境を将来の世代に引き継いでいきます。

そのため、米子市の目指すべき環境像を実現するため、「第3次米子市総合計画」及び「米子市環境基本条例」を踏まえ、次のような5つの基本目標とそのキーワードを設定します。

第3次米子市総合計画〈まちづくりの目標〉

- (1)『あした』がいきいき：未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり
- (2)『ひと』がいきいき：ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり
- (3)『こころ』がいきいき：豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり
- (4)『ふるさと』がいきいき：人と自然が共生し、安心・安全でいつでも快適に住み続けられるまちづくり

〈基本目標〉

地球環境の目標	キーワード
1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり	(循環)
生活環境の目標	
2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	(安心)
自然環境の目標	
3. 豊かな自然と調和したまちづくり	(共生)
快適環境の目標	
4. 環境資源を活かしたまちづくり	(快適)
環境意識の目標	
5. みんなが環境を考えるまちづくり	(協働)



米子市環境基本条例

<環境施策の基本方針（第7条）>

- (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保 (生活環境)
- (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全 (自然環境)
- (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた
快適な環境の創造 (快適環境)
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進 (地球環境)
- (5) 地球環境保全に資する取り組みの推進 (地球環境)

<基本理念の要約（第3条）>

市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。

先に述べた5つの基本目標に対する目指すべき環境像は以下のとおりです。

1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

私たちの身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取り組みを実践するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、廃棄物の減量化とリサイクルの推進により、環境への負荷の少ない循環型社会のまちづくりを目指します。

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、おいしい水を飲み続けられ、また騒音や振動などのない環境で生活ができるように、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3. 豊かな自然と調和したまちづくり

私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解するとともに生態系を保全し、豊かな自然を後世へ引き継いでいく義務があります。このため、人と自然が調和したまちづくりを目指します。

4. 環境資源を活かしたまちづくり

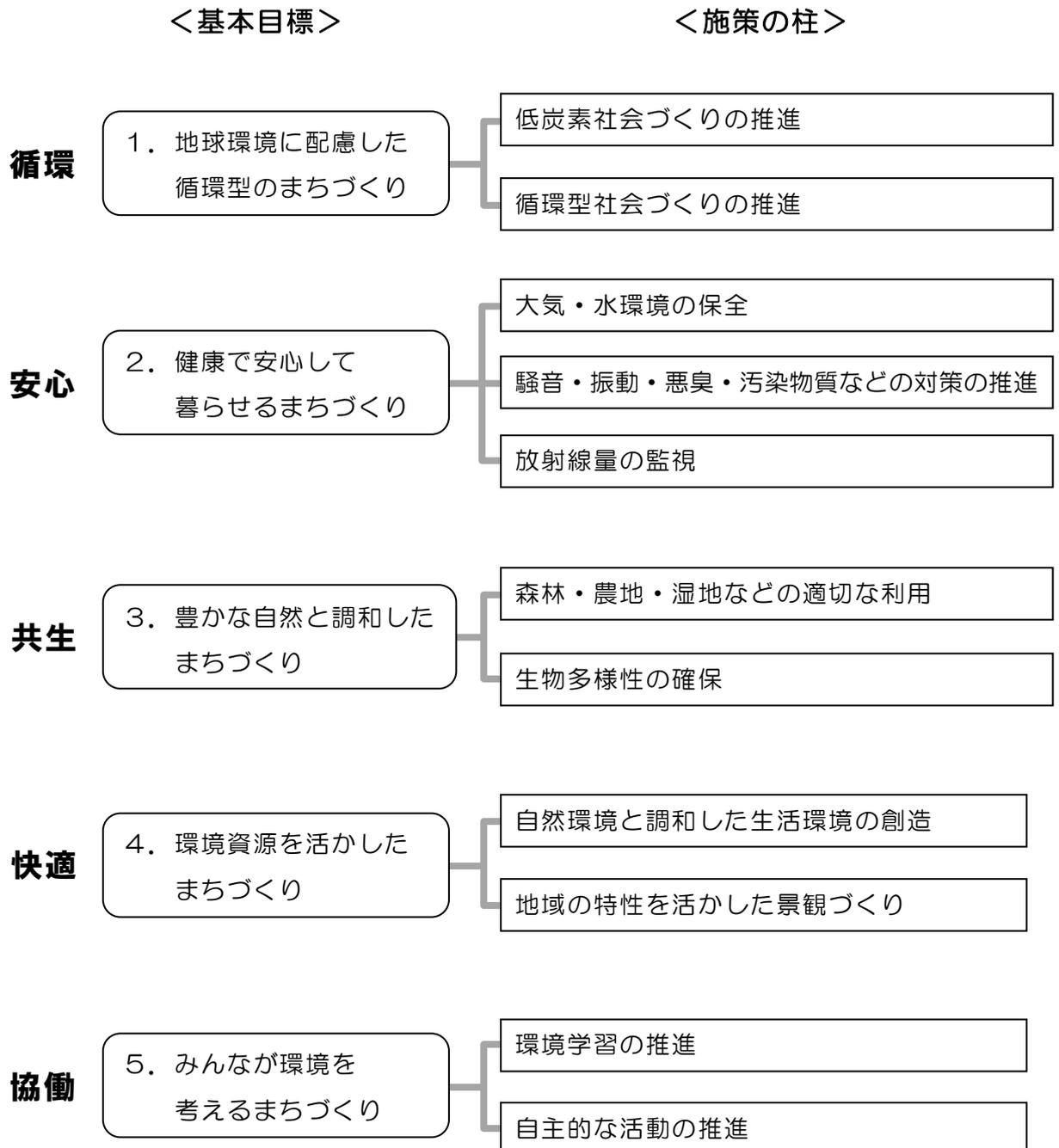
私たちは、まち中に残る緑を大切にし、少しずつ増やしながら、暮らしの中に緑があふれるまちづくりを進めていきます。また自然や歴史、美しいまちなみ景観などの環境資源を活かしたまちづくりを目指します。

5. みんなが環境を考えるまちづくり

私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することが難しくなっています。より多くの市民や事業者へ環境情報を提供し、自らが環境保全活動に参加して、みんなが環境を考えるまちづくりを目指します。

3 施策の柱

設定した5つの基本目標を達成するための取り組みにあたり、それぞれの基本目標に対応して次のような施策の柱を設定します。



4 市、市民及び事業者の責務と役割

次章では、施策の柱に掲げた施策・事業の推進にあたって、その活動の主体となる本市の具体的施策及び市民・事業者の行動指針を示します。

環境基本条例では、市、市民及び事業者の責務を次のように定めています。

米子市環境基本条例

第4条（市の責務及び役割）

- 1 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

第5条（市民の責務及び役割）

- 1 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第6条（事業者の責務及び役割）

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

市、市民及び事業者は、この環境基本条例が示す責務と役割にのっとり行動しなくてはなりません。